

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ 主要行等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 監督部局内の事務処理</p> <p>Ⅱ－１－３ 検査部局等との連携</p> <p>Ⅱ－１－３－３ 検査部局による検査結果通知後</p> <p>(１) (略)</p> <p>(２) (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 検査結果による自己資本比率の低下が著しい場合には、当該検査結果が、原則として検査結果通知後の一番早い決算（決算状況表又は業務報告書（中間決算にあつては中間決算状況表又は中間業務報告書）における財務諸表をいう。）に適正に反映されているか厳正に検証するための報告を求めるものとする。</p> <p>その際、検査結果の内容に応じ重要な事項（例えば、引当率の算定方法、大口債務者の債務者区分等）については検査結果と決算を対比させ、その差異の合理的な説明を求めるとともに、必要に応じ、検査結果の決算への適正な反映状況に関する監査法人の見解を文書で添付することを求める。</p> <p>なお、この部分の報告期限は、原則として当該決算に関する決算状</p>	<p>Ⅱ 主要行等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 監督部局内の事務処理</p> <p>Ⅱ－１－３ 検査部局等との連携</p> <p>Ⅱ－１－３－３ 検査部局による検査結果通知後</p> <p>(１) (略)</p> <p>(２) (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 検査結果による自己資本比率、又はレバレッジ比率（国際統一基準行に限る。以下同じ。）の低下が著しい場合には、当該検査結果が、原則として検査結果通知後の一番早い決算（決算状況表又は業務報告書（中間決算にあつては中間決算状況表又は中間業務報告書）における財務諸表をいう。）に適正に反映されているか厳正に検証するための報告を求めるものとする。</p> <p>その際、検査結果の内容に応じ重要な事項（例えば、引当率の算定方法、大口債務者の債務者区分等）については検査結果と決算を対比させ、その差異の合理的な説明を求めるとともに、必要に応じ、検査結果の決算への適正な反映状況に関する監査法人の見解を文書で添付することを求める。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>況表又は業務報告書（中間決算にあっては中間決算状況表又は中間業務報告書）の提出期限とする。</p> <p>（注） （略）</p>	<p>なお、この部分の報告期限は、原則として当該決算に関する決算状況表又は業務報告書（中間決算にあっては中間決算状況表又は中間業務報告書）の提出期限とする。</p> <p>（注） （略）</p>
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p>
<p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p>	<p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p>
<p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p>	<p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p>
<p>Ⅲ－２－１－２ <u>自己資本比率の正確性</u></p>	<p>Ⅲ－２－１－２ <u>自己資本比率及びレバレッジ比率の正確性</u></p>
<p>Ⅲ－２－１－２－１ 意義</p>	<p>Ⅲ－２－１－２－１ 意義</p>
<p><u>自己資本比率</u>については、銀行の財務の健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されることが何よりも重要である。</p> <p><u>自己資本比率の計算の正確性等</u>については、<u>告示及びバーゼル合意の趣旨</u>を十分に踏まえる必要がある。</p>	<p><u>自己資本比率及びレバレッジ比率</u>については、銀行の財務の健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されることが何よりも重要である。</p> <p><u>自己資本比率及びレバレッジ比率の計算の正確性等</u>については、告示、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」（以下「レバレッジ比率告示」という。）及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。</p>
<p>Ⅲ－２－１－２－２ 留意事項</p>	<p>Ⅲ－２－１－２－２ 留意事項</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>自己資本比率</u>の計算の正確性については、<u>自己資本比率</u>が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は(連結)財務諸表規則等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(1) <u>自己資本比率の算定に関する外部監査</u>(「<u>自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い</u>」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第三十号)に準拠した外部監査等をいう。)を受けているか。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>自己資本比率の計算方法の一貫性</u> 例えば告示上の経過措置の適用等、<u>自己資本比率</u>の計算方法に関して銀行に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法を採用しているか。</p> <p>Ⅲ-2-1-2-4 監督手法・対応</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング 銀行からの照会を受けて検討したところ、<u>自己資本比率</u>の計算の正確性等に問題があることが判明した場合には、その内容を通知し、注意を喚起するものとする。</p>	<p><u>自己資本比率及びレバレッジ比率</u>の計算の正確性については、<u>自己資本比率及びレバレッジ比率</u>が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は(連結)財務諸表規則等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(1) <u>自己資本比率及びレバレッジ比率の算定に関する外部監査</u>(「<u>自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い</u>」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第三十号)等に準拠した外部監査等をいう。)を受けているか。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>自己資本比率及びレバレッジ比率の計算方法の一貫性</u> 例えば告示又はレバレッジ比率告示における経過措置の適用等、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の計算方法に関して銀行に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法を採用しているか。</p> <p>Ⅲ-2-1-2-4 監督手法・対応</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング 銀行からの照会を受けて検討したところ、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の計算の正確性等に問題があることが判明した場合には、その内容を通知し、注意を喚起するものとする。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 検査結果により、<u>自己資本比率</u>の計算の正確性に問題があると認められたときは、法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。さらに重ねて、検査結果により、<u>自己資本比率</u>の計算の正確性に重大な問題があると認められる等、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p>	<p>(2) 検査結果により、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の計算の正確性に問題があると認められたときは、法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。さらに重ねて、検査結果により、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の計算の正確性に重大な問題があると認められる等、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p>
<p>Ⅲ－２－１－３ 早期是正措置</p>	<p>Ⅲ－２－１－３ 早期是正措置</p>
<p>Ⅲ－２－１－３－１ 意義</p> <p>財務の健全性を確保するためには、銀行が主体的に自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要であるが、当局としても、銀行の取組みを補完する役割として、<u>自己資本比率</u>という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動し、銀行の経営の早期是正を促していく必要がある。</p>	<p>Ⅲ－２－１－３－１ 意義</p> <p>財務の健全性を確保するためには、銀行が主体的に自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要であるが、当局としても、銀行の取組みを補完する役割として、<u>自己資本比率及びレバレッジ比率</u>という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動し、銀行の経営の早期是正を促していく必要がある。</p>
<p>Ⅲ－２－１－３－２ 監督手法・対応</p> <p>「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」（平成 12 年総理府・大蔵省令第 39 号。以下Ⅲ－２－１－３及びⅢ－２－１－４において、「区分等を定める命令」という。）において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。</p>	<p>Ⅲ－２－１－３－２ 監督手法・対応</p> <p>「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」（平成 12 年総理府・大蔵省令第 39 号。以下Ⅲ－２－１－３及びⅢ－２－１－４において、「区分等を定める命令」という。）において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。</p>
<p>(1) 命令発動の前提となる<u>自己資本比率</u></p>	<p>(1) 命令発動の前提となる<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>「区分等を定める命令」第1条第1項第1号及び第2項第1号の表の区分</u>（以下「<u>早期是正措置区分</u>」という。）に係る<u>自己資本比率</u>は、次の<u>自己資本比率</u>によるものとする。</p> <p>① 決算状況表（中間期にあつては中間決算状況表）により報告された<u>自己資本比率</u>（ただし、業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）の提出後は、これにより報告された<u>自己資本比率</u>）</p> <p>② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された<u>自己資本比率</u> （注）（略）</p> <p>（2）<u>早期是正措置区分に基づく命令</u></p> <p>① <u>第1区分の命令、第2区分の命令及び第2区分の2の命令の相違</u> <u>第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として第1区分に係る自己資本比率の範囲を上回る水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に銀行の自主性を尊重することとする。</u> <u>第2区分の「次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、自己資本比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の</u></p>	<p><u>「区分等を定める命令」第1条第1項第1号、第3号、第2項第1号及び第3号の表の区分</u>（以下「<u>早期是正措置区分</u>」という。）に係る<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>は、次の<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>によるものとする。</p> <p>① 決算状況表（中間期にあつては中間決算状況表）により報告された<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>（ただし、業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）の提出後は、これにより報告された<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>）</p> <p>② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u> （注）（略）</p> <p>（2）<u>早期是正措置区分に基づく命令</u></p> <p>① <u>第1区分・レバレッジ第1区分の命令、第2区分・レバレッジ第2区分の命令及び第2区分の2・レバレッジ第2区分の2の命令の相違</u> <u>第1区分又はレバレッジ第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として、第1区分に係る自己資本比率又はレバレッジ第1区分に係るレバレッジ比率の範囲を上回る水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に銀行の自主性を尊重することとする。</u> <u>第2区分又はレバレッジ第2区分の「次の各号に掲げる自己資本の充</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>措置は、当該銀行の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該銀行の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、銀行が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。</p> <p>第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある銀行に対し、これを速やかに改善するか、銀行業務の継続を断念するかを迫るものである。</p> <p>② 改善までの期間</p> <p>自己資本比率を改善するための所要期間については、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならぬことはいまでもない。</p> <p>このため、国際統一基準行であれば、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に第1区分に係る自己資本比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等であることが必要である。</p> <p>一方、国内基準行であれば、第1区分に係る改善計画は、原則として1年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画である必要があり、第2区分の「自己資本の充実に資する措置」、及び第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃</p>	<p>実に資する措置に係る命令」は、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該銀行の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該銀行の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、銀行が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。</p> <p>第2区分の2又はレバレッジ第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある銀行に対し、これを速やかに改善するか、銀行業務の継続を断念するかを迫るものである。</p> <p>② 改善までの期間</p> <p>自己資本比率又はレバレッジ比率を改善するための所要期間については、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならぬことはいまでもない。</p> <p>このため、国際統一基準行であれば、当該銀行の市場との関の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に第1区分に係る自己資本比率又はレバレッジ第1区分に係るレバレッジ比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等であることが必要である。</p> <p>一方、国内基準行であれば、第1区分に係る改善計画は、原則として1年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画である必要があり、第2区分の「自己資本の充実に資する措置」、及び第2</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併（解散会社となる場合）、銀行業の廃止以外の措置を選択した場合には、原則として1年以内に少なくとも自己資本比率が2%以上の水準を達成するための措置とする必要がある。</p> <p>また、銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、<u>自己資本比率</u>を改善するための所要期間については、同条第3項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。</p> <p>なお、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その<u>自己資本比率</u>を当該銀行が該当する早期是正措置区分に係る<u>自己資本比率</u>の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る<u>自己資本比率</u>の範囲を超える<u>自己資本比率</u>に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の<u>自己資本比率</u>を改善するための所要期間には、下記Ⅲ－2－1－3－3（1）の<u>自己資本比率</u>を当該銀行が該当する同表の区分に係る<u>自己資本比率</u>の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</p> <p>③ <u>第2区分の2</u>に係る措置 （略）</p> <p>Ⅲ－2－1－3－3 「区分等を定める命令」第2条第1項に規定する合理性の判断基準</p>	<p>区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併（解散会社となる場合）、銀行業の廃止以外の措置を選択した場合には、原則として1年以内に少なくとも自己資本比率が2%以上の水準を達成するための措置とする必要がある。</p> <p>また、銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>を改善するための所要期間については、同条第3項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。</p> <p>なお、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>を当該銀行が該当する早期是正措置区分に係る<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の範囲を超える<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>を改善するための所要期間には、下記Ⅲ－2－1－3－3（1）の<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>を当該銀行が該当する同表の区分に係る<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</p> <p>③ <u>第2区分の2又はレバレッジ第2区分の2</u>に係る措置 （略）</p> <p>Ⅲ－2－1－3－3 「区分等を定める命令」第2条第1項に規定する合理性の判断基準</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>「区分等を定める命令」第2条第1項の「<u>自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画</u>」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、<u>自己資本比率が</u>、原則として3か月以内に当該銀行が該当する早期是正措置区分に係る<u>自己資本比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画</u>であること。</p> <p>(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ－２－１－３－４ 命令区分の根拠となる<u>自己資本比率</u></p> <p>「区分等を定める命令」第2条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる当該銀行の<u>自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）</u>に掲げる命令」は、原則として3か月後に確実に見込まれる<u>自己資本比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）</u>に掲げる命令とする。</p>	<p>「区分等を定める命令」第2条第1項の「<u>自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画</u>」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率が</u>、原則として3か月以内に当該銀行が該当する早期是正措置区分に係る<u>自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画</u>であること。</p> <p>(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ－２－１－３－４ 命令区分の根拠となる<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u></p> <p>「区分等を定める命令」第2条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる当該銀行の<u>自己資本比率又はレバレッジ比率以下の自己資本比率又はレバレッジ比率に係る同表の区分（非対象区分又はレバレッジ非対象区分を除く。）</u>に掲げる命令」は、原則として3か月後に確実に見込まれる<u>自己資本比率又はレバレッジ比率の水準に係る区分（非対象区分又はレバレッジ非対象区分を除く。）</u>に掲げる命令とする。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－２－１－３－５ 計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、<u>第2区分の2の命令を行った銀行にあっては、その後、当該命令の区分の根拠となった自己資本比率が第1区分又は第2区分に係る自己資本比率の範囲に達したときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った銀行にあっては、その後、当該命令の区分の根拠となった自己資本比率が第1区分に係る自己資本比率の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。</u></p> <p>また、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する早期是正措置区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該銀行の自己資本比率が、当該銀行が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。</p>	<p>Ⅲ－２－１－３－５ 計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、<u>第2区分の2又はレバレッジ第2区分の2の命令を行った銀行にあっては、その後、当該命令の区分の根拠となった自己資本比率又はレバレッジ比率が第1区分・レバレッジ第1区分又は第2区分・レバレッジ第2区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲に達したときは、当該時点における自己資本比率又はレバレッジ比率に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分又はレバレッジ第2区分の命令を行った銀行にあっては、その後、当該命令の区分の根拠となった自己資本比率が第1区分に係る自己資本比率の範囲に達したとき、又は当該命令の区分の根拠となったレバレッジ比率がレバレッジ第1区分の範囲に達したときは、当該時点において第1区分又はレバレッジ第1区分の命令を行うことができるものとする。</u></p> <p>また、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率又はレバレッジ比率を当該銀行が該当する早期是正措置区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超える自己資本比率又はレバレッジ比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該銀行の自己資本比率又はレバレッジ比率が、当該銀行が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率又はレバレッジ比率に係る同表の区分に</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－２－１－３－７ その他</p> <p>(1) 「<u>区分等を定める命令</u>」第1条第1項第1号及び第2項第1号並びに第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</p> <p>(2) <u>第1区分に係る自己資本比率の範囲</u>を下回る銀行に対しては、原則として「<u>区分等を定める命令</u>」第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可。）を提出させるものとする。</p> <p>(3) 早期是正措置は、<u>自己資本比率</u>が銀行の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な<u>自己資本比率</u>の操作を行うといったことがないよう銀行に十分留意させることとする。</p> <p>Ⅲ－２－２ 収益性の改善</p> <p>Ⅲ－２－２－３ 監督手法・対応（早期警戒制度等）</p>	<p>掲げる命令を発出するものとする。</p> <p>Ⅲ－２－１－３－７ その他</p> <p>(1) 「<u>区分等を定める命令</u>」第1条第1項第1号、第3号、第2項第1号及び第3号並びに第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</p> <p>(2) <u>第1区分に係る自己資本比率又はレバレッジ第1区分に係るレバレッジ比率の範囲</u>を下回る銀行に対しては、原則として「<u>区分等を定める命令</u>」第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可。）を提出させるものとする。</p> <p>(3) 早期是正措置は、<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>が銀行の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な<u>自己資本比率又はレバレッジ比率</u>の操作を行うといったことがないよう銀行に十分留意させることとする。</p> <p>Ⅲ－２－２ 収益性の改善</p> <p>Ⅲ－２－２－３ 監督手法・対応（早期警戒制度等）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) 基本的考え方</p> <p>銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、<u>自己資本比率</u>による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。特に、収益性の改善の意義（Ⅲ－2－2－1）にかんがみ、早め早めの行政上の予防的措置（早期警戒制度）を講ずることとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>Ⅲ－2－3 リスク管理</p> <p>Ⅲ－2－3－1 リスク管理共通編及び統合リスク管理</p> <p>Ⅲ－2－3－1－5 監督手法・対応</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、<u>自己資本比率</u>による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(1) 基本的考え方</p> <p>銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、<u>自己資本比率及びレバレッジ比率</u>による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。特に、収益性の改善の意義（Ⅲ－2－2－1）にかんがみ、早め早めの行政上の予防的措置（早期警戒制度）を講ずることとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>Ⅲ－2－3 リスク管理</p> <p>Ⅲ－2－3－1 リスク管理共通編及び統合リスク管理</p> <p>Ⅲ－2－3－1－5 監督手法・対応</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、<u>自己資本比率及びレバレッジ比率</u>による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－３－２－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号二、第 19 条の 3 第 1 項第 3 号ハ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ハ、及び第 34 条の 27 の 2 関係）</p> <p>自己資本比率規制の第 3 の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第 1 の柱（最低所要自己資本比率）及び第 2 の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p>	<p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－３－２－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号二、第 19 条の 3 第 1 項第 3 号ハ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ハ、及び第 34 条の 27 の 2 関係）</p> <p>自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制の第 3 の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第 1 の柱（最低所要自己資本比率及び最低レバレッジ比率）及び第 2 の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>る。</p> <p>(注) Ⅲ-3-2-4-4は、主に銀行が<u>単体の自己資本比率</u>を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、銀行が<u>連結の自己資本比率</u>を算出する場合や銀行持株会社が<u>連結の自己資本比率</u>を算出する場合には、適宜読み替えて適用するものとする。</p> <p>(1) 定性的な開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 「貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明」</p> <p><u>本項目の記載に当たっては、バーゼル銀行監督委員会「資本構成の開示要件」(2012年6月)の趣旨を十分に踏まえる。</u></p> <p><u>イ. 自己資本の構成に関する開示事項のうち、貸借対照表(連結自己資本比率を算出する銀行が、連結自己資本比率に関する定性的な開示事項として本項目を記載する場合は、告示第3条又は持株自己資本比率告示第3条の規定に従い、連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表をいう。以下この⑪において同じ。)に表示される科目の一部を構成するものが存在する場合には、当該内訳部分とその額</u></p> <p><u>ロ. 貸借対照表に表示される科目又は上記イ.の内訳部分が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかを判別するための参照番号、記号及びその他の必要な説明</u></p> <p><u>ハ. 連結自己資本比率を算出する銀行が、連結自己資本比率に関する定性的な開示事項として本項目を記載する場合において、告示第3条又</u></p>	<p>る。</p> <p>(注) Ⅲ-3-2-4-4は、主に銀行が<u>単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率</u>を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、銀行が<u>連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率</u>を算出する場合や銀行持株会社が<u>連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率</u>を算出する場合には、適宜読み替えて適用するものとする。</p> <p>(1) 定性的な開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 「貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明」</p> <p><u>本項目については、開示告示別紙様式第13号(連結自己資本比率を算出する銀行においては同告示別紙様式第14号)に従って記載するものとする。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>は持株自己資本比率告示第3条の規定に従い、連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の内容が連結財務諸表規則に基づき作成した連結貸借対照表の内容と異なる場合には、その差異</u></p>	
<p>(2) ~ (7) (略)</p>	<p>(2) ~ (7) (略)</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-6 流動性に係る経営の健全性の状況の開示（施行規則第19条の2第1項第5号ホ、第19条の3第3号二、第19条の5、第34条の26第1項第4号二及び第34条の27の2関係）（国際統一基準行）</p>	<p>Ⅲ-3-2-4-6 流動性に係る経営の健全性の状況の開示（施行規則第19条の2第1項第5号ホ、第19条の3第3号二、第19条の5、第34条の26第1項第4号二及び第34条の27の2関係）（国際統一基準行）</p>
<p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p>
<p>(4) 四半期ごとの開示事項</p> <p>流動性カバレッジ比率開示告示第6条に規定する「単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」について、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、開示に当たっては、対象となる四半期の<u>末日又は最終営業日（Ⅲ-2-3-4-4-3-1（1）（注）参照。ただし、本取扱いは平成28年12月31日までとする。）</u>を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項に規定する有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書又は同法第24条の5第1項に規定する半期報告書の公表後、速やか</p>	<p>(4) 四半期ごとの開示事項</p> <p>流動性カバレッジ比率開示告示第6条に規定する「単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」について、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、開示に当たっては、対象となる四半期の<u>末日</u>を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項に規定する有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書又は同法第24条の5第1項に規定する半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>に行うことが望ましい。</p> <p>(注) 上記は、流動性カバレッジ比率開示告示に定める開示事項のうち、施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ホに規定する「<u>流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項</u>」について定めたものであり、第 19 条の 3 第 3 号ニ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ニ及び第 34 条の 27 の 2 の規定に基づく場合には、適宜読み替えて対応するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(注) 上記は、流動性カバレッジ比率開示告示に定める開示事項のうち、施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ホに規定する「<u>経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項</u>」のうち流動性に係る経営の健全性の状況に係る事項について定めたものであり、第 19 条の 3 第 3 号ニ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ニ及び第 34 条の 27 の 2 の規定に基づく場合には、適宜読み替えて対応するものとする。</p> <p><u>Ⅲ－3－2－4－7 TLAC に係る経営の健全性の状況の開示（施行規則第 19 条の 3 第 3 号ニ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ニ、及び第 34 条の 27 の 2 関係）（TLAC 規制対象会社）</u></p> <p><u>(1) 一般的な留意事項</u></p> <p><u>TLAC に係る経営の健全性の状況の開示は、TLAC 比率の最低水準及び銀行の自己管理と監督上の検証を補完し、市場による外部評価の規律づけにより銀行の総損失吸収力及び資本再構築力に係る経営の健全性を維持することを目的としており、開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。</u></p> <p><u>また、TLAC 適用対象となる金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</u></p> <p><u>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>バーゼル銀行監督委員会「開示要件（第3の柱）の統合及び強化—第2フェーズ」（2017年3月）</u> <p><u>(2) 個別の記載事項に関する留意事項</u></p> <p><u>TLACに係る開示事項は、開示告示第4条第7項（第5条第6項で準用する場合を含む。）、第6条第3項第12号から第14号までに掲げる事項となる。具体的には以下の点について留意が必要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>定量的な開示事項について、前期から大幅な変化があった場合には、その要因に係る説明を行うこと。</u> ・ <u>四半期ごとの開示事項について</u> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>自己資本の充実の状況等（Ⅲ-3-2-4-4参照）に加え、TLACについても、開示告示第6条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。開示告示第6条に掲げる開示事項のうち、TLACに係る事項を同告示別紙様式第7号又は第16号に基づいて開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づ</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－１１ 秩序ある処理等の円滑な実施の確保</p> <p>Ⅲ－１１－１ 意義</p> <p>先般発生した世界的な金融危機への反省を踏まえ、グローバルなシステム上重要な金融機関を迅速かつ秩序立って処理するための枠組みを整備する取組みが、国際的に行われてきた。</p> <p>かかる枠組みは、世界規模で活動している巨大金融機関が無秩序に破綻すれ</p>	<p><u>く半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</u></p> <p>② <u>開示告示第 6 条第 3 項第 14 号に掲げる「その他外部 TLAC 調達手段に関する契約内容の詳細」については、第 6 条第 3 項第 13 号に掲げる「その他外部 TLAC 調達手段に関する契約内容の概要」に加えて、当該その他外部 TLAC 調達手段に関する契約の具体的な内容を預金者、投資家等の利用者が容易に知ることができるように記載することが適当である。</u></p> <p><u>なお、これらのその他外部 TLAC 調達手段に関する開示事項については、金融機関がその他外部 TLAC 調達手段の発行、償還又は内容の変更等を行った場合には更新する等、利用者が最新の情報を参照できることが望ましい。</u></p> <p><u>(注) 上記は、開示告示に定める開示事項のうち、施行規則第 19 条の 3 第 3 号二に規定する「経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項」のうち TLAC に係る経営の健全性の状況に係る事項について定めたものであり、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号二及び第 34 条の 27 の 2 の規定に基づく場合には、適宜読み替えて対応するものとする。</u></p> <p>Ⅲ－１１ 秩序ある処理等の円滑な実施の確保</p> <p>Ⅲ－１１－１ 意義</p> <p>先般発生した世界的な金融危機への反省を踏まえ、グローバルなシステム上重要な金融機関を迅速かつ秩序立って処理するための枠組みを整備する取組みが、国際的に行われてきた。</p> <p>かかる枠組みは、世界規模で活動している巨大金融機関が無秩序に破綻すれ</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ば、各国の金融・経済システムに極めて深刻な悪影響（システムック・リスク）が生じることが予想されるために、これらを破綻させることができず、公的資金の注入によってかかる金融機関を救済せざるを得ないという、いわゆる「大きすぎて潰せない問題」（too big to fail）を解決することを目的としている。</p> <p>まず、2011年11月、G20 カンヌ・サミットにおいて、金融安定理事会から報告された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」が、破綻処理制度の新たな国際基準として了承された。これは、破綻した場合にシステム上重要な影響を及ぼす可能性がある金融機関に対して、再建計画の策定や一定の要件を満たす破綻処理制度の適用を求めるものである。さらに、2015年11月、G20 アンタルヤ・サミットにおいて、金融安定理事会から報告された、<u>グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対して「総損失吸収力」（TLAC）の確保を求める最終合意文書</u>が了承された。</p> <p>これを踏まえ、主要各国においては、金融機関の秩序ある処理に対応するための制度整備等が行われてきた。本邦では、2013年6月に、預金保険法の改正（2014年3月施行）により「金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理の枠組み」が導入された。<u>また、当局は、2016年4月に「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針について」を公表している（2018年4月改訂）。</u></p> <p>しかしながら、「大きすぎて潰せない問題」の解決のためには、制度上の対応のみならず、金融機関による平時の対応が必要不可欠である。かかる平時の対応には、そもそも危機から破綻に至ることを防ぐための計画の策定のほか、破綻に至った場合の破綻処理可能性（resolvability）（注1）を高めるための態勢（以下、「破綻処理準備態勢」という。）の整備等が含まれる。</p> <p>この点、上記「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」は、各国当局が金融機関の破綻処理可能性を評価し、必要な場合には当該金融機関に</p>	<p>ば、各国の金融・経済システムに極めて深刻な悪影響（システムック・リスク）が生じることが予想されるために、これらを破綻させることができず、公的資金の注入によってかかる金融機関を救済せざるを得ないという、いわゆる「大きすぎて潰せない問題」（too big to fail）を解決することを目的としている。</p> <p>まず、2011年11月、G20 カンヌ・サミットにおいて、金融安定理事会から報告された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」が、破綻処理制度の新たな国際基準として了承された。これは、破綻した場合にシステム上重要な影響を及ぼす可能性がある金融機関に対して、再建計画の策定や一定の要件を満たす破綻処理制度の適用を求めるものである。さらに、2015年11月、G20 アンタルヤ・サミットにおいて、金融安定理事会から報告された、<u>「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則」（以下、2017年7月に金融安定理事会から追加的に公表された「グローバルなシステム上重要な銀行の内部総損失吸収力に係る指導原則」と総称し、「TLAC 合意文書」という。）</u>が了承された。</p> <p>これを踏まえ、主要各国においては、金融機関の秩序ある処理に対応するための制度整備等が行われてきた。本邦では、2013年6月に、預金保険法の改正（2014年3月施行）により「金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理の枠組み」が導入された。さらに、<u>国内のシステム上重要な金融機関を対象とした本邦 TLAC 規制の枠組み整備の方針を公表（「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針」2016年4月初版公表、2018年4月改訂）したうえで、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力等に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの」（以下、「TLAC 1 柱告示」という。）等の新設等により、2019年3月、本邦</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>対して破綻処理可能性を向上させるための対応を求める権限を持つべき旨を規定している。本邦では、2013年6月の預金保険法改正で導入された規定において「内閣総理大臣（中略）は、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理が必要となつた場合におけるその円滑な実施の確保を図るために必要な措置が講じられていないと認めるときは、金融機関等に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる」こととされた（第137条の4）。</p> <p>上記の趣旨を踏まえ、金融機関においては、秩序ある処理等（注2）の円滑な実施の確保に向けた対応を行うことが求められる。当局は、金融機関に求められる破綻処理準備態勢等の優先順位やその態勢整備の時間軸は当該金融機関のシステム上の重要性に応じて異なることに留意しつつ、金融機関の取組みを監督していく。また、秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために必要な場合には、国際的な議論等を踏まえつつ、以下に掲げる事項以外にも対応を求めていくものとする。</p> <p>（注1）金融機関が破綻処理可能（resolvable）であるとは、金融システムの著しい混乱を回避しつつ、金融システム上重要な業務を保護し、納税者を損失の危険にさらすことなく、当該金融機関の破綻処理を行うことが実現可能であり、その信頼性が高い状態を指す。</p> <p>（注2）Ⅲ－11において、「秩序ある処理等」は、預金保険法第126条の2第1項第2号に規定する特定第二号措置を用いた破綻処理を含むが、これに限られない。</p>	<p>における TLAC 規制の適用を開始した。</p> <p>しかしながら、「大きすぎて潰せない問題」の解決のためには、制度上の対応のみならず、金融機関による平時の対応が必要不可欠である。かかる平時の対応には、そもそも危機から破綻に至ることを防ぐための計画の策定のほか、破綻に至った場合の破綻処理可能性（resolvability）（注1）を高めるための態勢（以下、「破綻処理準備態勢」という。）の整備等が含まれる。</p> <p>この点、上記「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」は、各国当局が金融機関の破綻処理可能性を評価し、必要な場合には当該金融機関に対して破綻処理可能性を向上させるための対応を求める権限を持つべき旨を規定している。本邦では、2013年6月の預金保険法改正で導入された規定において「内閣総理大臣（中略）は、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理が必要となつた場合におけるその円滑な実施の確保を図るために必要な措置が講じられていないと認めるときは、金融機関等に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる」こととされた（第137条の4）。</p> <p>上記の趣旨を踏まえ、金融機関においては、秩序ある処理等（注2）の円滑な実施の確保に向けた対応を行うことが求められる。当局は、金融機関に求められる破綻処理準備態勢等の優先順位やその態勢整備の時間軸は当該金融機関のシステム上の重要性に応じて異なることに留意しつつ、金融機関の取組みを監督していく。また、秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために必要な場合には、国際的な議論等を踏まえつつ、以下に掲げる事項以外にも対応を求めていくものとする。</p> <p>（注1）金融機関が破綻処理可能（resolvable）であるとは、金融システムの著しい混乱を回避しつつ、金融システム上重要な業務を保護し、納税者を</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p>損失の危険にさらすことなく、当該金融機関の破綻処理を行うことが実現可能であり、その信頼性が高い状態を指す。</p> <p>(注2) Ⅲ-11において、「秩序ある処理等」は、預金保険法第126条の2第1項第2号に規定する特定第二号措置を用いた破綻処理を含むが、これに限られない。</p> <p><u>Ⅲ-11-6 損失吸収力等の充実</u></p> <p><u>Ⅲ-11-6-1 損失吸収力等の適切性・十分性・正確性</u></p> <p><u>Ⅲ-11-6-1-1 意義</u></p> <p><u>TLAC 合意文書は、G-SIBs に対して予め十分な総損失吸収力 (Total Loss-absorbing Capacity) の確保を求めている。これは、万一 G-SIB が危機に陥った場合に、当該 G-SIB の株主・債権者に損失を負担させ、かつ資本の再構築を行うことにより、当該 G-SIB の重要な機能を維持したまま、納税者負担によらずにシステミック・リスクを回避する秩序ある処理を行うことを目的としている。</u></p> <p><u>具体的には、当該 G-SIB グループにおいて、当局が破綻処理権限を行使する対象となる会社 (以下、「破綻処理対象会社」という。) が外部から調達した損失吸収力・資本再構築力 (以下、「損失吸収力等」という。) を予めグループ内部の主要な子会社に配賦しておき、当該子会社が破綻の危機に瀕していると関連当局が判断した際は、生じた損失を破綻処理対象会社に集約して処理する一方、当該子会社は通常どおり営業を継続することが想定されている。この場合、クロスボーダーでの処理が行われるときには、損失が生じた子会社が所在する</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>国の当局（現地当局）と、損失の集約先である破綻処理対象会社が所在する国の当局（母国当局）との連携が重要である。</u></p> <p><u>以下では、主に母国当局としての金融庁の TLAC 規制への対応を記載する。</u></p> <p><u>Ⅲ－１１－６－１－２ 主な着眼点と監督手法・対応</u></p> <p>① <u>TLAC 規制の適用対象となる金融機関</u></p> <p><u>TLAC 合意文書を踏まえ、告示に指定された G-SIBs は本邦 TLAC 規制の対象とする。さらに、国際的に活動する金融機関グループに関しては、海外の子会社について破綻処理が開始された場合、当該子会社に生じた損失が母国である本邦の親会社に集約され、グループ全体の破綻につながるケースが考えられる。その際、本邦金融システムに特に重要な影響を与えることが想定される金融機関については、いわゆる「大きすぎて潰せない問題」（too big to fail）への対応の必要性が高いため、G-SIBs であるか否かに関わらず、破綻時の十分な損失吸収力等の確保を求めると考えられる。</u></p> <p><u>したがって、我が国においては、告示に指定された G-SIBs に加え、告示に指定された D-SIBs のうち、国際的な破綻処理の枠組みに対応する必要性が高く、かつ破綻の際に我が国の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関（以下、告示に指定された G-SIBs と総称して「本邦 TLAC 対象 SIBs」という。）を TLAC 規制の適用対象とする。</u></p> <p><u>本邦 TLAC 対象 SIBs として選定した金融機関グループについては、後述する望ましい処理戦略に従って、国内における破綻処理対象グループ（以下、「国内処理対象グループ」という。）及び処理時における損失の集約が必要な先である国内における破綻処理対象会社（以下、「国内処理対象会</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>社」という。)を TLAC 1 柱告示に基づき指定し、外部 TLAC の調達・維持及び内部 TLAC の分配を求めることとする。</p> <p>新規の選定・指定にあたっては、当該対象金融機関グループの自己資本の充実状況や資金調達構造等を踏まえ、あらかじめ十分な期間をかけて検討するものとする。さらに、所要水準の達成に必要な外部 TLAC を市中から調達するために要する期間を考慮し、本邦 TLAC 規制の適用対象とする旨を、当該金融機関グループの望ましい処理戦略と併せて、事前に公表するものとする。</p> <p>(注) MPE アプローチを望ましい処理戦略とする海外 G-SIB グループに関し、海外の関連当局と協議の上、本邦の銀行持株会社や子銀行等を一の破綻処理対象会社とすることが合意されたような場合にあっては、上記①を準用し、その国内処理対象会社及び国内処理対象グループを TLAC 1 柱告示に基づき指定することを検討することが想定される</p> <p>② 望ましい処理戦略の選択</p> <p>システム上重要な金融機関の処理戦略としては、(i) 単一の当局が、金融機関グループの最上位に位置する持株会社等に対して破綻処理権限を行使することで、当該金融グループを一体として処理する方法 (SPE (Single Point of Entry) アプローチ) と、(ii) 複数の当局が、金融機関グループの各法人に対してそれぞれ破綻処理権限を行使することで、当該金融グループを構成する法人を個別に処理する方法 (MPE (Multiple Point of Entry) アプローチ) が挙げられる (FSB「再建・破綻処理計画の策定に関するガイダンス」(2013年7月)等)。</p> <p>本邦 TLAC 対象 SIBs の望ましい処理戦略を決定するにあたっては、当該金融機関グループの組織構造 (グループ内の相互関連性や相互依存性を含む。)を踏まえた処理可能性を考慮し、SPE アプローチと MPE アプローチの</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>いずれかを選択するものとする。SPE アプローチを選択した場合、通常、国内処理対象会社は当該金融機関グループの最上位の持株会社となり、国内処理対象グループは当該金融機関グループと一致することとなる。</u></p> <p><u>なお、望ましい処理戦略としていずれを選択した場合であっても、実際にどのような処理を行うかについては、個別の事案毎に当該本邦 TLAC 対象 SIB の実態を考慮のうえで決定すべきことに留意する。</u></p> <p>③ <u>外部 TLAC の充実</u></p> <p><u>望ましい処理戦略を実効的に実現するためには、破綻処理対象会社及びそのグループ会社は、子会社に生じた損失を破綻処理対象会社が吸収した後、最終的に破綻処理対象会社の株主・債権者によって当該損失が吸収されることを可能とする資金調達・分配構造を、予め構築しておくことが必要である。</u></p> <p><u>これを踏まえ、TLAC 1 柱告示においては、本邦 TLAC 対象 SIBs の国内処理対象会社に対し、外部 TLAC として、損失吸収力等を有すると認められる資本・負債の最低所要水準を満たすよう求めている。</u></p> <p><u>イ. 所要水準</u></p> <p><u>a. 適用のタイミング</u></p> <p><u>2019 年 4 月 1 日以降に「告示に指定された G-SIBs」となった場合における当該金融機関グループの国内処理対象会社については、告示において G-SIBs として指定してから 3 年後を目処に TLAC 規制の適用を開始するものとする。この場合、適用開始時における国内処理対象グループ連結の最低所要リスク・アセットベース外部 TLAC 比率は 18%、最低所要総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率は 6.75%とする (TLAC 完全適用)。</u></p> <p><u>また、2019 年 4 月 1 日以降に「告示に指定された D-SIBs」が新たに</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>本邦 TLAC 対象 SIBs となった場合における当該金融機関グループの国内処理対象会社については、適用開始時における国内処理対象グループ連結の最低所要リスク・アセットベース外部 TLAC 比率は 16%、最低所要総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率は 6%とした上（TLAC 段階適用）、3 年後を目処に最低所要リスク・アセットベース外部 TLAC 比率は 18%、最低所要総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率は 6.75%とする（TLAC 完全適用）。</u></p> <p><u>ただし、これらの適用については、機械的・画一的に運用するものではなく、当該金融機関グループが TLAC 規制対応に要する期間、外部 TLAC 比率の最低水準を達成するために当該国内処理対象会社が採る対応策の内容やその効果及びその対応策が金融システムに与える影響等に留意する必要がある。</u></p> <p><u>b. 外部 TLAC の充実度の評価</u></p> <p><u>(i) 本邦 TLAC 対象 SIBs は、外部 TLAC の充実度を評価するに当たって、外部 TLAC の量のみならず、少なくとも以下の点を含む外部 TLAC の質について分析を行うことが必要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・その他外部 TLAC 調達手段が、TLAC 1 柱告示に規定する要件を全て満たしており、TLAC 合意文書の趣旨を十分に踏まえた内容となっていること。</u> <u>・国内処理対象会社がその他外部 TLAC 調達手段の保有者に対して取得に必要な資金を直接又は間接に融通しておらず、また、当該資本調達手段を当該国内処理対象会社の子法人等又は関連法人等が取得していないこと。</u> <u>・2022 年 3 月 30 日までの間、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段のうち、海外に設立された子会社等から発行された</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>ものである場合又は主要子会社から発行されたものであって、所定の場合に普通株式への転換が行われる特約その他これに類する特約が定められているものについては、当該資本調達手段を外部 TLAC に算入することにつき関係当局が同意していること。</u></p> <p><u>(ii) 外部 TLAC はあくまで破綻時における損失吸収・資本再構築力であって、金融機関の健全性の観点からは平常時の自己資本が充実していることこそが重要であるため、外部 TLAC の充実を優先し、自己資本の質・量の低下を招くような事態は本末転倒であり、避けなければならない。</u></p> <p><u>もっとも、本邦 TLAC 対象 SIBs が万一破綻まで至った場合には、普通株式等 Tier 1 資本及びその他 Tier 1 資本調達手段(以下、「ゴーイング・コンサーン資本」という。)による損失吸収・資本再構築力には期待できない状況となっていることが想定されることから、本邦 TLAC 対象 SIBs においては、かかるゴーイング・コンサーン資本のみに依存することなく、十分な額の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 調達手段(以下、総称して「ゴーイング・コンサーン資本等」という。)が維持されていることが望ましい。</u></p> <p><u>また、金融機関の破綻時においてその株主が被る損失は、株主有限責任の原則の下、自らの出資額が上限となり、特に危機時にはモラル・ハザードを招く可能性があるため、債権者による監視を通じて金融機関の意思決定に影響力を及ぼす必要がある。さらに、負債は発行体が危機に近づくにつれて利払い等のコストが増大するため、平常時から負債を発行することによって、自らが危機に陥らないようにするためのインセンティブを強めることも期待されている。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>したがって、外部 TLAC の充実度については、かかるゴーン・コンサーン資本等の十分性を踏まえて評価することとする。</u></p> <p><u>具体的には、TLAC 合意文書の記載も踏まえ、例えばゴーン・コンサーン資本等が外部 TLAC 所要水準の概ね 33%を上回っている場合には、平常時から金融機関が危機に陥らないようにするためのリスクを減少させるインセンティブを維持しており、危機時における損失吸収・資本再構築力も有しているものと評価するが、下回っている場合には、ゴーン・コンサーン資本等の外部調達計画の立案・実施及びモラル・ハザードが起きないようなガバナンスの枠組みの構築を含め、危機時における損失吸収・資本再構築力を高めるための方策を十分に講じているか継続的にモニタリングしていくこととする。</u></p> <p><u>c. 十分な外部 TLAC 維持のための方策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・国内処理対象会社は、上記の外部 TLAC の充実度の評価を踏まえて、質・量ともに十分な外部 TLAC を維持するための適切な方策を講じていることが必要となる。</u> <u>・国内処理対象会社は、仮に資本市場へのアクセスが一時的に阻害された場合であっても十分な外部 TLAC を維持できるよう、特定の時期に満期の到来が集中しないようにする等、外部 TLAC 調達手段の構成を適切に管理することが必要となる。</u> <u>・国内処理対象会社は、仮にその他外部 TLAC が不足した場合のその他外部 TLAC 調達手段と調達可能額について、資本市場における自行の評価、予想外の損失が発生し業績が悪化する局面等において通常よりも調達が困難になる可能性等も踏まえた上での評価・検討をあらかじめ行うことが必要となる。</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>d. 監督上の措置</u></p> <p><u>外部 TLAC 比率が最低所要総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率を下回った場合には、その理由や外部 TLAC 比率の向上に係る改善策について、法第 52 条の 31 に基づき速やかに報告を求めるものとする。さらに確実な改善が必要と認められる場合には、法第 52 条の 33 第 1 項に基づき業務改善命令を発出することとする。</u></p> <p><u>なお、最低所要リスク・アセットベース外部 TLAC 比率の計算においては、外部 TLAC が不足する場合にはまず資本バッファが外部 TLAC に充当されることから、外部 TLAC 比率が最低所要リスク・アセットベース外部 TLAC 比率を下回った場合には、既に資本バッファはゼロとなっており、社外流出制限措置（所要自己資本を下回っている場合には早期是正措置命令も併用）に従い健全性を回復することが期待される。</u></p> <p><u>これらの監督上の対応については、機械的・画的に運用するものではなく、TLAC 規制対応に要する期間、外部 TLAC 比率の最低水準やローン・コンサーン資本等の額を維持するために銀行がとる対応策の内容やその効果及びその対応策が金融システムに与える影響等に留意する必要がある。</u></p> <p><u>ロ. 外部 TLAC 調達手段の適格性の確認</u></p> <p><u>外部 TLAC の充実度の評価に関連して、その他外部 TLAC 調達手段について、法第 52 条の 31 に基づく報告徴求命令に応じて借入れ又は社債の発行に関する報告があった場合等において、これが規制上のその他外部 TLAC 調達手段として適格であるかについて、TLAC 1 柱告示及び TLAC 合意文書の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認するものとする。</u></p> <p><u>a. TLAC 1 柱告示第 4 条第 3 項第 2 号ただし書に従った無担保シニア債としてのその他外部 TLAC 調達手段については、以下の点に留意するもの</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発行者たる国内処理対象会社の債権者が当該国内処理対象会社グループの他の会社の債権者よりも構造的に劣後している状態である（以下、「構造劣後性を有する」という。）と認められるためには、発行者単体での既存の外部 TLAC の総額（発行者の貸借対照表における純資産の部に計上される額に、発行者の TLAC 適格その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額、TLAC 適格 Tier2 資本調達手段に係る負債の額及びその他外部 TLAC 調達手段の額を加えた額とする。）に占める、無担保シニア債と法的若しくは経済的に同順位である又はこれに劣後する除外債務の総額の割合（以下、「除外債務比率」という。）が、原則として5パーセントを超えていないことが必要である。</u> ・ <u>除外債務比率は以下の除外債務比率によるものとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>（i）決算状況表（中間期にあつては中間決算状況表）により報告された除外債務比率</u> <u>（ii）業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）により報告された除外債務比率</u> <u>（iii）法令又は金融商品取引所の規則に基づき除外債務比率を公表している場合には、これにより報告された除外債務比率</u> <u>（iv）上記（i）から（iii）までの報告がされた時期以外に、当局の検査結果等を踏まえ臨時に当該国内処理対象会社から報告された除外債務比率</u> ・ <u>国内処理対象会社についていったん構造劣後性を有すると認められた後、除外債務比率が5%を超えるおそれがある場合には、その理由や除外債務比率の低下に係る改善策について、法第52条の31に基づき速やかに報告を求めるものとする。さらに除外債務比率が5%を超え</u>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>た場合には、国内処理対象会社が構造劣後性の維持を引続き求めるか確認の上、法第 52 条の 33 第 1 項に基づき業務改善命令を発出することとする。</u></p> <p>・ <u>秩序ある処理を円滑に実施するため、国内処理対象会社においては、除外債務比率が 5 % 以下であっても、除外債務に該当せず、かつ、外部 TLAC 適格性を有しない無担保シニア債務を負担することは可及的に避けるべきことに留意する。その上で、国内処理対象会社に対しては、決算状況表（中間期にあつては中間決算状況表）において、外部 TLAC 適格性を有しない、グループ外の第三者に対して負っている負債の総額につき報告を求めるものとする。</u></p> <p>・ <u>Ⅲ－1 1－6－2－2 ①ハに記載の通り、無担保シニア債としてのその他外部 TLAC 調達手段は、秩序ある処理において、倒産処理手続を通じてその全部又は一部の支払を受けることができないリスクがある。発行者においては、かかるリスクを保有者が十分に認識した上で購入するよう、契約書・発行要項又はその附属書類（目論見書等）においてかかるリスクについて適切に記載を行うのみならず、必要に応じて販売者をして購入予定者の理解度等に応じた十分な説明をさせることが求められる。</u></p> <p><u>b. TLAC 1 柱告示第 4 条第 3 項第 8 号に従い償還等に関する契約内容が定められている場合、かかる国内処理対象会社の任意（オプション）による償還等についての事前確認に当たっては、TLAC 1 柱告示の規定に留意するほか、本監督指針Ⅲ－2－1－1－3（3）の自己資本に係る記載をその他外部 TLAC に係る記載に適宜読み替えて対応するものとする。</u></p> <p><u>c. TLAC 1 柱告示第 4 条第 3 項第 9 号に従い外国の法令に準拠する旨の定</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>めがある場合には、必要に応じて、発行者たる国内処理対象会社の損失吸収又は資本再構築のために有効に用いることができることについての法律専門家の法律意見書及び関連する資料の提出を求めることとする。</u></p> <p><u>ハ. 意図的に保有している他の金融機関等のその他外部 TLAC 調達手段についての該当性判断</u></p> <p><u>金融システム内で外部 TLAC 比率向上のためにその他外部 TLAC 調達手段（これに相当するものを含む。このハにおいて同じ。）を相互に意図的に保有することは、銀行及び他の金融機関等の双方において実体の伴わない総損失吸収力等が計上されることとなり、金融システムを脆弱なものにすることから、バーゼル合意に従い、自己資本比率告示第 8 条第 6 項等において、本邦 TLAC 対象 SIBs 及び他の金融機関等との間で相互に外部 TLAC 比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等のその他外部 TLAC 調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該本邦 TLAC 対象 SIBs のその他外部 TLAC 調達手段を保有していると認められる場合（以下、「意図的持合」という。）、銀行又は連結子法人等が保有するその他外部 TLAC 調達手段については、その全額を自己資本の調整項目として自己資本（Tier2 資本）から控除しなければならないものとしている。この意図的持合については、資本調達手段の意図的持合に係るⅢ－2－1－2－2（2）も踏まえ、具体的に以下のような場合を指すこととする。</u></p> <p><u>・本邦 TLAC 対象 SIBs が、他の金融機関等（我が国の預金取扱金融機関に限られない。）との間で、相互に総損失吸収力等の増強に協力することを主たる目的の一つとして互いにその他外部 TLAC 調達手段を保有することを約し、これに従い、本邦 TLAC 対象 SIBs が当該他の金融機関等の</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>その他外部 TLAC 調達手段を保有し、かつ、当該他の金融機関等が本邦 TLAC 対象 SIBs のその他外部 TLAC 調達手段を保有している場合</u></p> <p>④ <u>内部 TLAC の充実</u></p> <p><u>国内処理対象会社においては、外部 TLAC で確保した損失吸収力等を、当該国内処理対象会社グループにおける主要子会社（子会社グループを含む。）に対し、その規模等に応じて内部 TLAC として分配することが求められる。</u></p> <p>イ. <u>内部 TLAC の分配先となる主要子会社の選定</u></p> <p><u>内部 TLAC の趣旨は、処理対象グループにおける主要な子会社（子会社グループを含む。以下本④において同じ。）の損失を持株会社等に集約し、当該子会社が担う金融システム上重要な業務が破綻処理時にも継続することを確保する点にある。これを踏まえると、本邦でも、国内処理対象会社グループ全体を危機に陥れる程度の損失を発生させ得る一定規模以上の子会社であって、かつ金融システム上重要な業務を提供する国内子会社については、主要子会社として内部 TLAC による損失集約力の確保を求めることが必要である。</u></p> <p><u>具体的には、TLAC 合意文書を踏まえ、対象先の選定に当たっては、以下の基準①を基本とし、基準②を補完的に用いることとする。</u></p> <p><u>基準①：リスク・アセット、総エクスポージャー、又は経常収益がグループ全体の5%超であること</u></p> <p><u>（注）採用している会計基準等において経常収益の科目が存在しない場合にあっては、採用している会計基準等において用いられる収益の総額を示す科目を用いることとする。</u></p> <p><u>基準②：当該子会社の行う業務の本邦金融システム上の重要性及び本邦金融システム上重要な業務の継続に支障を生ずる程度の損失</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>が発生する蓋然性</u></p> <p><u>選定した国内の主要子会社については、TLAC 1 柱告示に基づき、国内処理対象会社による内部 TLAC の分配先として指定する。</u></p> <p><u>選定先は毎年 1 回見直すこととし、法第 52 条の 31 に基づき、原則として毎年 3 月末時点でのデータ提出を報告徴求することとする。また、グループ構造の変更等がある場合には、可能な限り事前に変更後の予想計数の提出を求めることとする。</u></p> <p><u>なお、海外における主要子会社については、当該子会社が設立された現地の当局が選定することとなるため、必要に応じて海外の関連当局と協議するものとする。</u></p> <p><u>ロ. 所要水準</u></p> <p><u>a. 2019 年 4 月 1 日以降に本邦 TLAC 対象 SIBs に指定された金融機関に対する適用のタイミング</u></p> <p><u>2019 年 4 月 1 日以降に「告示に指定された G-SIBs」となった又は「告示に指定された D-SIBs」が新たに本邦 TLAC 対象 SIBs となった金融機関グループの国内における主要子会社については、当該金融機関グループの国内処理対象会社について外部 TLAC の最低水準の適用が開始された日と同日に適用を開始するものとする。</u></p> <p><u>また、2019 年 4 月 1 日以降に新たに指定された国内における主要子会社については、指定から 3 年後を目処に内部 TLAC の所要額の適用を開始するものとする。</u></p> <p><u>b. 内部 TLAC 水準調整係数</u></p> <p><u>国内における主要子会社については、当該主要子会社に適用される自己資本規制をベースとして、仮に当該主要子会社が国内処理対象会社であったと仮定した場合の所要外部 TLAC 水準を算出し、さらに 75%以上</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>90%以下の範囲で当庁が設定した内部 TLAC 水準調整係数を乗じて内部 TLAC の所要額を求める。</u></p> <p><u>内部 TLAC 水準調整係数を決定するに当たっては、国内における主要子会社については、その処理が原則として国内で完結すること、平時よりグループとして本邦当局による一体的な監督が可能であることから、その損失吸収力等を事前配賦する要請は高くないため、国内における主要子会社の内部 TLAC 水準調整係数については、原則として 75%としたうえ、①当該金融機関グループの望ましい処理戦略、②当該主要子会社のシステム上の重要性・資本構成・ビジネスモデル等を踏まえ、事前配賦の必要性に応じた調整を行うものとする。</u></p> <p><u>決定した内部 TLAC 水準調整係数については、TLAC 1 柱告示に規定したうえ、必要に応じて見直すものとする。</u></p> <p><u>なお、海外における主要子会社については、当該子会社が設立された現地の当局が主導して内部 TLAC 水準調整係数を決定することとなるため、本邦当局は必要に応じて海外の関連当局と協議することが想定される。仮に、本邦当局の事前の関与なくして現地当局が所要内部 TLAC 額を設定・適用した場合においては、当該金融機関の危機管理グループ（CMG）における海外関連当局との協議を行い合意が形成されるまでの間は、当該基準は TLAC 1 柱告示第 2 条第 3 項に規定する「最低所要内部 TLAC 額に係る基準に準ずる基準」に該当しないものとする。</u></p> <p><u>c. 内部 TLAC の充実度の評価及び十分な内部 TLAC 維持のための方策</u></p> <p><u>・内部 TLAC の充実度の評価及び十分な内部 TLAC 維持のための方策については、(1) ③イ b (i) 及び c の外部 TLAC に係る記載を内部 TLAC に係る記載に適宜読み替えて対応するものとする。</u></p> <p><u>・グループ外部の第三者が保有するパーゼル 3 適格その他 Tier 1 調達手</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>段及び Tier 2 資本調達手段が存在する場合、当該商品の株式転換の結果、主要子会社の支配権構造が変更されることにより、経営管理等に影響が生じる可能性があることから、そのような資本調達手段はトリガー時に株式転換されるのではなく、元本削減がなされるようになっていることが望ましい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>国内処理対象会社が主要子会社に対して直接内部 TLAC の配賦をせず、他の子会社を通じた間接的な配賦を行っている場合には、主要子会社についてその実質破綻認定時における内部 TLAC の元本削減等（以下、「内部 TLAC のトリガリング」という。）が行われた際に、最終的に国内処理対象会社にその損失が確実に移転されるようになっていることが必要である。主要子会社の親法人等ではない者を通じた配賦は、内部 TLAC のトリガリングによる支配関係の変更が生じないと考えられるような場合を除き、原則として認められないものとする。</u> ・<u>主要子会社が国内処理対象会社に対して発行する負債性の規制資本については、内部 TLAC 適格資本としての適格性を有するためには、主要子会社の実質破綻認定時においてその元本の削減等が行われる旨の特約が定められていることが必要であることに留意する。また、債権のヒエラルキーを維持する観点から、国内処理対象会社が TLAC 規制の適用前から保有している主要子会社の負債性の規制資本については、必要に応じて契約内容を変更し、主要子会社の残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、その他内部 TLAC 調達手段に該当する債務に対して劣後的内容を有する旨を規定することが必要であることに留意する。</u> <p>d. 余剰 TLAC</p> <p><u>国内処理対象会社が調達した外部 TLAC については、必ずしも全額を</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>内部 TLAC として分配する必要はないため、国内処理対象会社には余剰分が生じることも想定される。かかる余剰分（いわゆる「余剰 TLAC」）が生じた場合の取扱いに関しては、国際的な議論の進展及び各国での実施状況を踏まえて検討を続けていくこととする。</u></p> <p><u>e. 監督上の措置</u></p> <p><u>内部 TLAC の所要額を満たしているか否かも踏まえ、当該主要子会社が存続不能に陥った場合の損失吸収力等が不足するおそれがあると認められるときには速やかに報告を求めた上、さらなる改善が必要と認められる場合には国内処理対象会社に対する業務改善命令等を発し、内部 TLAC の追加配賦を求めるものとする。</u></p> <p><u>ハ. 内部 TLAC 調達手段の適格性の確認</u></p> <p><u>内部 TLAC の充実度の評価に関連して、その他内部 TLAC 調達手段が規制上のその他内部 TLAC 調達手段として適格であるかについて、TLAC 1 柱告示及び TLAC 合意文書の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認するものとする。</u></p> <p><u>・TLAC 1 柱告示第 7 条第 3 項第 9 号に従い償還等に関する契約内容が定められている場合、かかる主要子会社の任意（オプション）による償還等についての事前確認に当たっては、TLAC 1 柱告示の規定に留意するほか、本監督指針Ⅲ－２－１－１－３（３）の自己資本に係る記載をその他内部 TLAC に係る記載に適宜読み替えて対応するものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ－１１－６－２ TLAC を利用した秩序ある処理等</u></p> <p><u>Ⅲ－１１－６－２－１ 意義</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>TLAC 規制の適用を受ける金融機関グループの主要子会社が、経営悪化等により金融システム上有する重要な機能の継続が困難となった場合で、資産の売却・親会社による資本増強その他の代替的手段を採り得ないと当局が判断したときには、最終的な手段として、当該主要子会社に係る内部 TLAC のトリガリングにより、その健全性を回復させることが想定される。</u></p> <p><u>内部 TLAC のトリガリングにより破綻処理対象会社に損失が集約された結果、金融機関グループとしての破綻処理が必要と当局が判断した場合には、主要子会社自体の営業は継続させつつ、破綻処理対象会社の株主や債権者にその損失を負担させることとなる。</u></p> <p><u>以下では、母国当局としての金融庁の対応として、本邦での TLAC を利用した秩序ある処理の手続の具体例を記載する。</u></p> <p><u>Ⅲ－１１－６－２－２ 手続の具体例</u></p> <p>① 本邦 TLAC 対象 SIBs の国内主要子会社に危機が生じた場合</p> <p><u>SPE アプローチを前提とした TLAC を用いた場合の処理としては、例えば以下のイ～ニのような流れが考えられる。イ～ハについては、市場の混乱を避けるため、休業日である週末にかけて迅速に実施し、主要子会社は通常どおり営業を継続することを想定している。</u></p> <p><u>(注) 市場参加者に対する透明性を高め、破綻処理制度の信頼性を向上させるとともに、適時の破綻処理を可能とするためには、当局の望ましい破綻処理戦略を予め公表しておくことが有用である一方、実際にどのような処理を行うかについては、個別の事案毎に関係する当局が当該本邦 TLAC 対象 SIB の実態を考慮のうえで決定すべき問題である。したがって、以下のように SPE アプローチに基づき国内処理対象会社</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>について特定第二号措置を講じる以外の処理として、内閣総理大臣が、預金保険法に基づき、国内処理対象会社について特定第一号措置に係る特定認定（預金保険法第 126 条の 2 第 1 項第 1 号）を行うことや、国内の主要子会社について特定第一号措置に係る特定認定又は第一号措置に係る認定（同法第 102 条第 1 項第 1 号）等を行うことがあり得ることに留意する。</u></p> <p><u>イ. 国内主要子会社の内部 TLAC による損失吸収</u></p> <p><u>そもそも、内部 TLAC のトリガリングは当該金融グループ全体に大きな影響を与えうることを踏まえ、国内主要子会社について内部 TLAC のトリガリングを行うべき場面は、監督当局が当該主要子会社に対して法第 26 条等に基づく業務改善命令を発出してもなお財務状況の改善が見込めず、かつ、グループ会社からの支援等による当該主要子会社の健全性の回復が困難又は期待できない等適切な代替手段もないような場合や、その財務状況の急激な悪化により業務改善命令や他の代替手段を実行する時間的余裕がなく緊急性が高いような場合に限られることに留意する。</u></p> <p><u>やむを得ず内部 TLAC のトリガリングを選択する場合には、損失が発生した国内の主要子会社に分配されている内部 TLAC について、国内処理対象会社に当該主要子会社の損失を移転するための措置を講じることとなる。</u></p> <p><u>具体的には、当庁が、国内の主要子会社の債務超過若しくは支払停止又はそれらのおそれがあると認めた場合（破綻処理対象会社及び主要子会社から当庁に対し、当該主要子会社に債務超過若しくは支払停止又はそれらのおそれがあるとの申出があった場合を含む。）に、前述のような代替手段の有無及び緊急性等を考慮したうえで、法第 52 条の 33 第 1 項に基づく命令のうち、内部 TLAC を用いた主要子会社の資本増強及び流動性回復を</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>含む健全性の回復に係る命令を国内処理対象会社に対して発したとき（「主要子会社の実質破綻認定時」）は、内部 TLAC の条件（ローン契約等）に従い元本の削減又は株式への転換が行われることとなる（注 1）。</u></p> <p><u>命令発出に当たっては、グループ会社からの支援等による当該主要子会社の健全性の回復が困難又は期待できない状況であるか否かを考慮するものとする。また、当該命令を発出した際はその旨を公表する。</u></p> <p><u>なお、仮に内部 TLAC のトリガリングが行われた場合であっても、持株会社及びグループ全体の財務状況等によっては、ロ以降に規定するグループ全体の破綻処理を行わないことも考えられる（注 2）。かかる場合には、グループ全体の破綻処理が開始されるとの誤解を防ぐため、市場とのコミュニケーションに十分留意するものとする。</u></p> <p><u>（注 1）「主要子会社の実質破綻認定時」について、当庁が銀行法第 52 条の 33 第 1 項に基づき発出する命令においては、特定の国内主要子会社につき財務危機事由が存在すると認めた旨を記載したうえで、「内部 TLAC を用いた主要子会社の健全性の回復に係る命令」との文言を含めることとする（したがって、銀行法第 52 条の 33 第 1 項に基づく命令であっても、当庁が特定の国内主要子会社につき財務危機事由が存在すると認めた旨が記載されていない場合や、「内部 TLAC を用いた主要子会社の健全性の回復に係る命令」との文言が含まれていない場合には、「主要子会社の実質破綻認定時」には該当しないこととなる。）。</u></p> <p><u>（注 2）例えば、国内処理対象会社と主要子会社のいずれについてもこれ以上の預金保険法上の措置を講じない場合のほか、国内処理対象会社について特定第一号措置に係る特定認定（預金保険法第 126 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う場合や、国内の主要子会社について特定第一号措</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>置に係る特定認定又は第一号措置に係る認定（同法第 102 条第 1 項第 1 号）等を行う場合もあり得る。</u></p> <p><u>ロ. 内閣総理大臣による特定認定</u></p> <p><u>内部 TLAC のトリガリングが行われた場合において、主要子会社から損失を吸収した国内処理対象会社が預金保険法に規定する特定第二号措置の適用要件を満たす場合には、当該国内処理対象会社に対して、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣が、預金保険法に定める特定第二号措置に係る特定認定（同法第 126 条の 2 第 1 項第 2 号）及び特定管理を命ずる処分（同法第 126 条の 5）を行う（以下、かかる特定管理を命ずる処分を受けた国内処理対象会社を「破綻持株会社」という。）。</u></p> <p><u>特定認定等が行われた場合、破綻持株会社が発行済みのその他 Tier1 資本調達手段・Tier2 資本調達手段（いずれもバーゼルⅢ適格であるものに限る。）について、当該資本調達手段の条件（社債要項等）に従い、破綻持株会社の他の負債（外部 TLAC 適格性を有する社債等を含む。）に先立ち、元本の削減等（元本の削減又は普通株式への転換をいう。以下同じ。）が行われる。</u></p> <p><u>また、破綻持株会社の業務に係る動産又は債権のうち、下記ハにおいて特定承継金融機関等に対して譲渡されるもの（内閣総理大臣が指定するものに限る。）は差押えが禁止される（預金保険法第 126 条の 16）。</u></p> <p><u>（注）本邦 TLAC 対象 SIBs が 2013 年 3 月 31 日以降に国内処理対象会社から発行した負債性のその他 Tier1 資本調達手段については、告示に従って算出される国内処理対象会社の連結普通株式等 Tier1 比率が 5.125%を下回った場合にも、元本の全部又は一部について元本の削減等が実施される。</u></p> <p><u>ハ. 事業等の譲渡</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>特定認定を受けた破綻持株会社は、内閣総理大臣による特定事業譲受け等を行うべき旨の決定（預金保険法第 126 条の 34 第 1 項第 2 号）の下、株主総会の特別決議に代わる許可を裁判所から得たうえで（預金保険法第 126 条の 13 第 1 項第 3 号）、預金保険機構が設立した特定承継金融機関等（同法第 126 条の 34 第 3 項）に対し、そのシステム上重要な取引に係る事業等（破綻持株会社が保有する主要子会社の株式を含む。以下同じ。）の譲渡を行う。</u></p> <p><u>このとき、外部 TLAC 適格性を有する社債等（残存期間が 1 年未満のものを含む。）に係る債務は、特定承継金融機関等が引き受けることなく、破綻持株会社が引き続き負担することが想定される。</u></p> <p><u>（注）特定承継金融機関等は、国内処理対象会社に対する特定第二号措置に係る特定認定から原則として 2 年以内に、受皿となる金融機関等に対し、その事業等の譲渡を行うことが想定されている（預金保険法第 126 条の 37、第 96 条第 1 項、第 126 条の 3）。</u></p> <p>二. 破綻持株会社の法的倒産手続</p> <p><u>事業等の譲渡を行った破綻持株会社について、預金保険機構が法的倒産手続開始の申立てを行う。破綻持株会社は、再生型の法的倒産手続ではなく、清算型の法的倒産手続（具体的には破産手続）によって処理されることが想定される。</u></p> <p><u>この場合、破綻持株会社の債権者（外部 TLAC 適格性を有する社債等の債権者を含む。）は、破産法等に従い破産財団の範囲で配当を受けるため、当該破産手続において損失を吸収することとなる。</u></p> <p>② <u>本邦 TLAC 対象 SIBs の海外主要子会社に危機が生じた場合</u></p> <p><u>本邦 TLAC 対象 SIBs の海外主要子会社については、当該子会社が設立された現地の当局が内部 TLAC のトリガリングの実施を判断することとなる。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>IV 銀行持株会社</p> <p>IV-2 主な留意事項等</p> <p>銀行持株会社の監督上の指針は、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とするが、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、以下の点にも留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率の計算が正確に行われているか(Ⅲ-2-1及びⅢ-2-3-4-4参照)。</p> <p>V 銀行グループに対する連結ベースの監督等</p>	<p><u>かかる判断に際しては、TLAC 合意文書に従い、一定期間を定めて本邦当局の同意の有無の確認を求められる場合があることが想定される。かかる場合においては、グループ会社からの支援等による当該主要子会社の健全性の回復が可能か否かを考慮の上、同意の有無を決定するものとする。</u></p> <p><u>なお、仮に海外主要子会社について内部 TLAC のトリガリングが行われた場合であっても、持株会社及びグループ全体の財務状況等によっては、①口以降に規定するグループ全体の破綻処理を行わないことも考えられる。かかる場合には、グループ全体の破綻処理が開始されるとの誤解を防ぐため、市場とのコミュニケーションに十分留意するものとする。</u></p> <p>IV 銀行持株会社</p> <p>IV-2 主な留意事項等</p> <p>銀行持株会社の監督上の指針は、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とするが、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、以下の点にも留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行持株会社及びその子会社の<u>連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率</u>の計算が正確に行われているか(Ⅲ-2-1及びⅢ-2-3-4-4参照)。</p> <p>V 銀行グループに対する連結ベースの監督等</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>V-1 基本的な考え方</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 連結ベースの監督の概要 企業会計上の連結財務諸表はもとより、銀行法上のリスク管理債権の開示も連結ベースで行われるほか、<u>自己資本比率規制、流動性カバレッジ比率規制、大口信用供与規制、アームズ・レンジス・ルール等</u>についても、連結ベースでの適用となっていることに留意する。 (参考) 金融制度調査会「銀行グループのリスク管理等に関する懇談会報告書」(平成10年1月)</p>	<p>V-1 基本的な考え方</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 連結ベースの監督の概要 企業会計上の連結財務諸表はもとより、銀行法上のリスク管理債権の開示も連結ベースで行われるほか、<u>自己資本比率規制、レバレッジ比率規制、流動性カバレッジ比率規制、大口信用供与規制、アームズ・レンジス・ルール等</u>についても、連結ベースでの適用となっていることに留意する。 (参考) 金融制度調査会「銀行グループのリスク管理等に関する懇談会報告書」(平成10年1月)</p>